



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

# 災害時職員 初期行動マニュアル 〈ダイジェスト版〉

令和4年10月 発行

□ いつ・どこに参集すべきか

(1) 自主参集条件

職員の役職（①～④）に応じて、参集条件が異なります。  
招集時の基本フロー（P.5 参照）も合わせて確認すること。

① 幹部職員

- ・「震度4」以上の地震が発生
- ・災害警戒レベル5相当の災害が発生し、警戒が解除になったとき
- ・その他、異常な自然現象、または人為的な原因による災害の恐れがなくなったとき

② GL 級以上の職員

- ・「震度5弱」以上の地震が発生

災害福祉支援本部の判断により  
招集が必要な場合は、個別に連絡

③ 正規職員（総合職・福祉職）

- ・「震度5強」以上の地震が発生

④ 嘱託職員・非常勤職員

- ・災害福祉支援本部から招集がかかるまで自宅待機

※次の状態にある職員は、参集の対象外とする。

- ① 職員自身もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下若しくは介護が必要な家族の所在が不明で、かつ連絡が取れない場合
- ④ 小学生以下若しくは介護が必要な家族が自宅にいて、他の保護する家族がいない場合

### (3) 非常時の参集

#### (ア) 注意事項

- ① 気象状況の推移や地震の規模等について、ラジオ、テレビ、インターネット（SNS）等の多様な手段により、正確な情報を収集する。
- ② 自分自身、家族などの安全を確保する。
- ③ 所属または家族との連絡のために、災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話各キャリアの災害用伝言版、災害用音声お届けサービスを活用する。
- ④ 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水、損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊等に注意する。
- ⑤ 災害発生時には、参集途中における被害状況等を把握しておく。

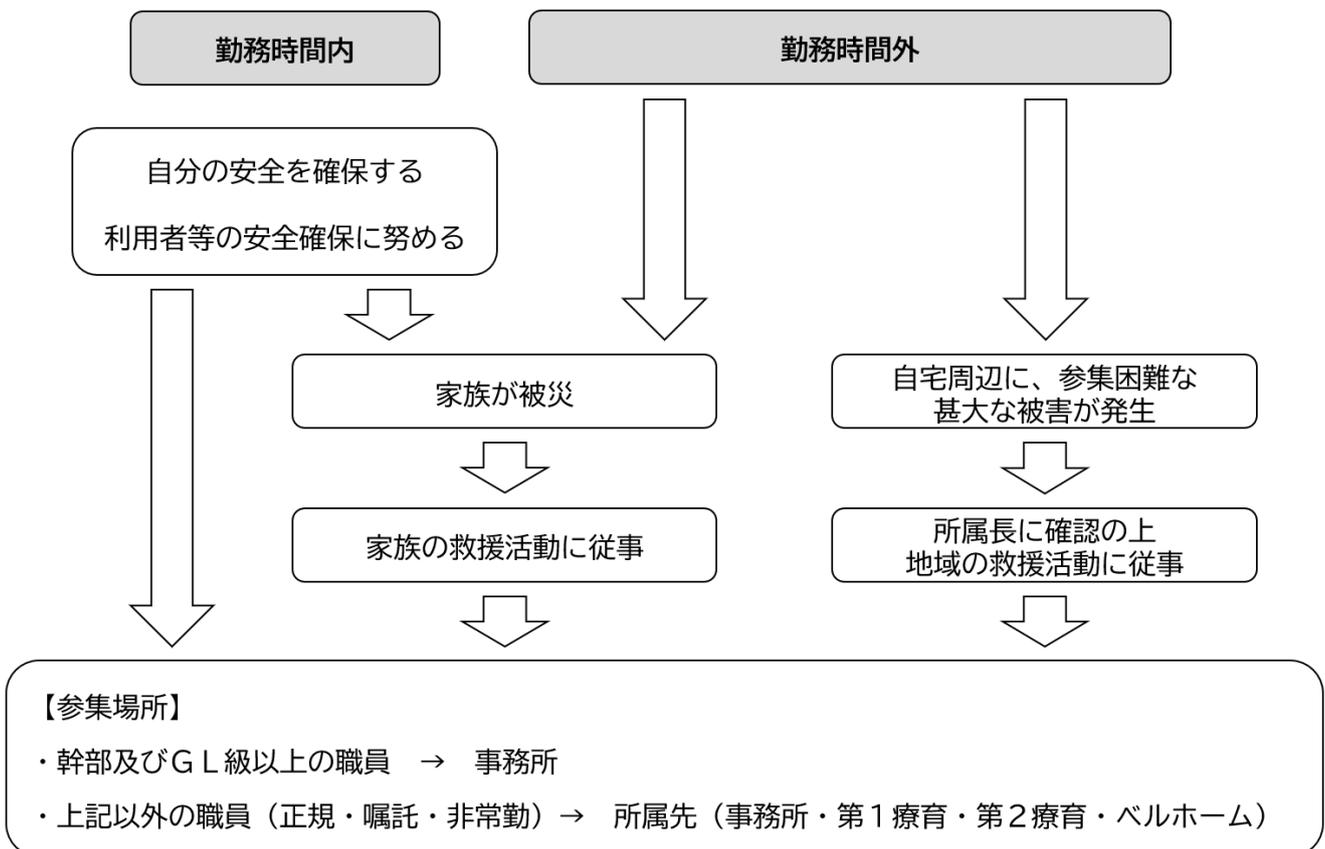
#### (イ) 参集場所

参集が必要な災害が発生したときは、あらかじめ決められた災害対策活動に従事する。下記のフロー図に従い各自の参集場所へ行き、そこで災害対策活動に従事する。

#### (ウ) 優先事項

自宅周辺の被害が甚大で、参集困難な場合は、社協による救援活動より、地域で救援活動が優先されることがある。その場合には、所属長に連絡をとった上で、地域での救援活動に参加する。

#### 職員参集場所フロー図



※所属長が不在の場合は、代理の者が災害対策活動の指示を行う。



## (2) 参集時間

警戒が解除になる時間や地震が発生する時間は、勤務時間内や勤務日とは限りません。土日・祝日・早朝・夜間に発生することも想定されます。周囲の状況を確認し安全に参集を行うため、次の時間を目安に行動するように心がける。

時 間	対 応	備考
早 朝 6 : 00 ~ 8 : 30	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の安全を確認し、利用者等の安全確保・安否確認に努める。</li><li>・災害支援準備委員会の要請・指示に応じて行動する。</li></ul>	土日・祝日関係なく、事由が発生した時間に応じて行動する。
勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 15		
勤務終了後 17 : 15 ~ 20 : 00		
夜 間 20 : 00 ~ 6 : 00	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員参集場所フロー図 (P.4) に基づき、翌日8時に参集場所に出勤する。</li></ul>	

## □ いかに行動すべきか

### (1) 鈴鹿市社会福祉協議会職員として

常に以下のことを念頭において行動する。

- ① 災害情報や安否確認ツールの指示に注意する。
- ② まずは家族の安全を優先し、その後各参集場所（P.4 参照）に参集する。

### (2) 地域サポーターとして

わたしたちは社協職員であるとともに、地域住民でもあり、災害が発生した際には、地域住民のサポートとしての役割も期待されている。

- ① 家族や自主防災組織等において、よく話し合い、日頃から防災対策に努める。
- ② 防災訓練等にも積極的に参加する。

### (3) 平時の取り組みとして

- ① 災害発生を想定した参集（伝達）に関する訓練を実施する（年1回以上）
- ② 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する（年1回以上）
- ③ 備蓄品、関連グッズ（発電機、無線機、高圧洗浄機、ヘルメット等）の点検。

## □ 鈴鹿市社会福祉協議会の役割

鈴鹿市社会福祉協議会は、鈴鹿市地域防災計画において応援協力機関に位置づけられている。また、社会福祉施設管理者の立場から、その役割を果たすことが期待されている。被害の状況や住民からの声に併せて柔軟な対応が求められる。

### 【① 社会福祉協議会としての役割】

- ・ 災害時のボランティアの受け入れ
- ・ 要介護者の援助及び生活支援活動の協力
- ・ 県による生活福祉資金貸付の申し込み受付 等

### 【② 社会福祉施設管理者としての役割】

- ・ 避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・ 災害時における利用者の安否確認、保護
- ・ 災害時における障がい者等のための福祉避難所の提供 等

## 連絡先

鈴鹿市社会福祉協議会（事務所）

住 所：〒513-0801  
鈴鹿市神戸地子町383-1

TEL：059-373-5737（アナログ回線）

鈴鹿市第1療育センター

住 所：〒513-0809  
鈴鹿市西条五丁目118-3

TEL：059-382-3054（アナログ回線）

鈴鹿市第2療育センター

住 所：〒513-0028  
鈴鹿市岡田701

TEL：059-370-8187（アナログ回線）

鈴鹿市生活介護施設 ベルホーム

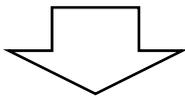
住 所：〒513-0237  
鈴鹿市江島町3447-5

TEL：059-387-6661（アナログ回線）

## 招集時の基準フロー図

鈴鹿市において、次の状況が発生したとき

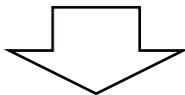
- ・『震度4』以上の地震が発生
- ・災害警戒レベル5相当の災害が発生し、警戒が解除になったとき
- ・その他、異常な自然現象、または人為的な原因による災害の恐れがなくなったとき



### 【災害支援準備委員会の設立】

委員長：会長

委員：事務局長、統括監、次長、地域福祉課長、  
事務局（総務管理G 2名）、防災委員会（代表 2名）



### 【災害福祉支援本部の設置等の検討】

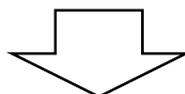
- ・災害支援準備委員会において、設置の可否・班編成について検討を行う。災害ボランティアセンター運営委員会の開催についても検討する。
- ・GL級以上の職員は、設置の判断が出るまで事務所に待機。
- ・招集が必要な職員に対して、参集要請の連絡を入れる。

『震度5弱』

- ・幹部職員
- ・GL級以上の職員

『震度5強』  
以上

- ・正規（事務職・福祉職）職員以上



### 【災害福祉支援本部の設置】

災害ボランティアセンター班

総務班

福祉避難所・施設班

在宅支援班